



# オリ・パラ通信 4



## アーチェリー Archery

今回から、東京2020パラリンピックの競技について紹介していきます。まずは、パラリンピックの起源とされるアーチェリーを紹介します。アーチェリーは、的を狙って矢を放ち、当たった場所によって得られる得点で勝敗を競います。

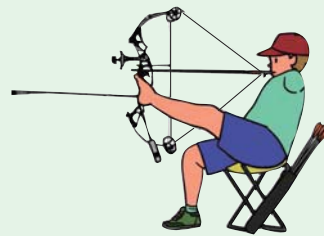
### 基本のルールはほとんど同じ

一般的なアーチェリー競技のルールに準じて試合を行います。手足が不自由な選手をメインにしている競技ですので、障害の種類などによって一部ルールを変更したり、用具を工夫したりすることが認められています。

### 障害の種類や程度によって3つのクラス分け

- ◎ W1…四肢の障害により車椅子を使用
- ◎ W2…下半身の障害により車椅子を使用
- ◎ ST…立つか、椅子に座って競技ができる
- ◎ リカーブ…一般的な弓

◎ コンパウンド…弓を引く力が弱くても矢を速く、遠くまで飛ばすことができるように上下に滑車が設置された弓



▲コンパウンド (画像提供東京都)

### 見どころ

パラリンピックでのアーチェリーの見どころは、その射方といっても過言ではありません。各選手はさまざまな箇所に障害を持つているため、一人ひとり趣向を凝らした射方をしています。その射方で的に命中させるのは至難の業であるはずなのに、見事に的を射る姿はきつと皆さんに感動を与えてくれることでしょう。

■競技会場は夢の島公園です。  
問合せ 東京オリンピック・パラリンピック準備室④44

## はむら花と水のまつり2017

### 写真コンクール入賞者発表

「はむら花と水のまつり2017」写真コンクールに、204作品の応募がありました。多くの方のご応募ありがとうございました。

入賞作品は、7月29日(土)・30日(日)に、第42回はむら夏まつり会場の羽村市観光協会ブースで展示します。

#### 最優秀賞

○野村啓祐さん「温もりの色彩」

#### 優秀賞

- 森一信也さん「お花畑は散歩道」
- 小山吉美さん「穏やかな初夏の日」
- 酒井元樹さん「家族春景」



▲最優秀賞 野村啓祐さんの作品

※入選・佳作について詳しくは、観光協会ウェブサイトをご覧ください。

## 東京都障害者休養ホーム事業

障害のある方が保養などを目的として、都が指定する保養施設を利用する場合に、その宿泊利用料の一部を助成しています。

- 利用できる方 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と、その付添いの方(障害のある方1人につき1人)
- 利用助成限度額 1泊につき次の額を限度として助成します。
- 大人6490円、○子ども5770円、○付添者(介助を行える中学

問合せ (二社)羽村市観光協会 ☎555-9667

生以上の方 3250円

利用助成回数 1人年間(4月1日から翌年3月31日まで) 2泊まで

※申込方法など、詳しくは問い合わせてください。

申込先・問合せ (公財) 日本チャリティ協会 ☎03-3353-5942

※パンフレット「休養ホーム事業のご案内」・利用申込書は、市役所1階障害福祉課④172で配布しています。

# 70歳以上の方の国民健康保険高額療養費の自己負担限度額が変わります

## 高額療養費とは

医療費の自己負担（月単位）が高額になったとき、申請により認められると、自己負担限度額を超えた部分を高額療養費として支給します。

## 高額療養費の自己負担限度額の変更

平成29年8月1日受診分から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額（月額）が左表のとおり変更となります。

【現行制度】高額療養費自己負担限度額（平成29年7月診療分まで）

所得区分	外来+入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み所得者	4万4,400円	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1% 4万4,400円（4回目以降）
一般	1万2,000円	4万4,400円
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ	8,000円	1万5,000円



【新制度】高額療養費自己負担限度額（平成29年8月診療分から）

所得区分	外来+入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み所得者	5万7,600円	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1% 4万4,400円（4回目以降）
一般	1万4,000円 年間限度額は 14万4,000円 (8月～翌年7月)	5万7,600円 4万4,400円（4回目以降）
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ	8,000円	1万5,000円

※過去12か月間に1つの世帯で高額療養費の支給が

4回以上あった場合は「4回目以降の自己負担限度額」を超えた分を支給します。

### 現役並み所得者

同一世帯に住民税課税所得（調整控除が適用される場合は、控除後の金額）が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保加入者がいる方

### 一般

現役並み所得者以外の住民税課税の方

### 低所得Ⅱ

同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）

### 低所得Ⅰ

同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方

問合せ 市民課係 係内125

